

いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店指定等要領

第1 目的

この要領は、県民の減塩意識の醸成を図り、県民が減塩しやすくなる食環境整備を推進するために、適塩メニュー等のヘルシーメニューを提供する県内の飲食店、弁当店、宅配及びスーパーマーケット等がいばらき^{おい}美味しおスタイル指定店等として指定又は登録を受けるために必要な事項を定めるものである。

第2 定義

提供する料理に対して減塩等に取り組んでいる店舗のことであり、「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店」、「いばらき^{おい}美味しおスタイルプラチナ指定店」及び「いばらき^{おい}美味しおスタイルパートナー店」として定める。

第3 対象店舗

県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、麺類店、寿司店、喫茶店等）・弁当店・宅配・スーパーマーケット等を対象店舗とする。

なお、複数の店舗を有する場合は、各店舗を対象とする。

第4 要件

本制度の趣旨に賛同する、公序良俗に反しない店舗であって、以下の要件を満たす店舗とする。

1 いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店

1食当たりの食塩相当量3g以下の献立（適塩メニュー）が1献立以上あること。

2 いばらき^{おい}美味しおスタイルプラチナ指定店

以下の要件を満たす献立を提供していること

要件	適塩のほか野菜たっぷり、カロリー控えめのいずれかの条件を満たすメニュー
飲食店	5品以上（うち適塩メニューは3品以上必須）
弁当店、宅配、スーパーマーケット等	10品以上（うち適塩メニューは5品以上必須）

※ 野菜たっぷり：150g以上、カロリー控えめ：600kcal以下

※ 1品とは、1食分の献立を指す。

※ 栄養分量は、食品成分データベース（文部科学省）に基づいて算出するものとする。

食品成分データベース（文部科学省）ウェブサイト<<https://fooddb.mext.go.jp/>>

3 いばらき^{おい}美味しおスタイルパートナー店

減塩に取り組むことを宣言し、以下のいずれかの取組を行うこと。

(1) 現状よりも食塩相当量を減らしたメニューを提供する。

(2) すでに減塩の工夫がされたメニューを提供している。

(例：出汁をとる、レモンや酢などを効果的に利用する、スパイスなどの香辛料を活用する、焼き目を付けて香ばしさを出す等)

(3) 減塩調味料を選択できる。

第5 申請

(1) 「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店」及び「いばらき^{おい}美味しおスタイルプラチナ指定店」

指定店の指定を受けようとする店舗は、いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店指定申請書（様式1）を作成のうえ、いばらき^{おい}美味しおスタイル事務局（以下、「事務局」という。）に提出するものとする。

(2) 「いばらき^{おい}美味しおスタイルパートナー店」

パートナー店の登録を受けようとする店舗は、いばらき^{おい}美味しおスタイルパートナー店宣言書（様式2）を作成のうえ、事務局に提出するものとする。

第6 審査等

事務局は、第5の規定による申請があった場合は、以下のとおり審査を行う。

(1) 「いばらき^{おい}美味しおスタイル指定店」及び「いばらき^{おい}美味しおスタイルプラチナ指定店」

指定店は、書類審査に加え、店舗取材を行う。審査は、管理栄養士又は栄養士が栄養価計算を行った場合や、事務局立会下の塩分計測器による測定、あるいは分析機関による妥当な分析（消費者庁「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」に準ずる）によって指定要件となる項目を判定できる場合に限り、別添「適塩メニュー証明書」を提出することにより別紙の提出を省略することができる。適塩メニュー証明書はそれぞれ、栄養価計算を行った管理栄養士又は栄養士、塩分測定に立会した事務局が記入し、分析機関に依頼した場合にあっては、分析結果の写しを添付すること。また、取材した内容については、事務局がホームページ及びアプリ等へ掲載する。

(2) 「いばらき^{おい}美味しおスタイルパートナー店」

パートナー店は、書類審査のみとし、登録後、事務局が店舗名をホームページ及びアプリ等に掲載する。

第7 指定証又は登録証等の交付

審査の結果、指定又は登録が相当と認められたときは、県は指定又は登録し、店舗に対し指定証及び登録証、シンボルマークのデータ等を交付するものとする。指定又は登録を受けた店舗は、店内の見やすい箇所に指定証又は登録証を掲示、シンボルマーク等の有効活用をするものとする。また、指定店にはのぼり旗を交付する。

なお、のぼり旗の追加交付を希望する場合は事務局を通して作成することができるものとする。ただし、作成にかかる費用は店舗側が負担する。

第8 変更申請

店舗は、次の各号に変更があったときは、速やかにいばらき^{おい}美味しおスタイル指定店等内容変更申請書（様式3）を事務局に提出するものとする。

(1) 店舗の名称・代表者名・所在地・連絡先等

(2) 担当者の氏名・連絡先等

(3) 該当する指定メニューの品数又は登録内容の変更

第9 辞退届

店舗は、営業を廃止したとき、又は指定の継続を希望しないときは、速やかにいばらき^{おい}美味しおスタイル指定店等辞退届出書（様式4）を提出するものとする。

なお、指定証は事務局に提出しなければならない。

第10 取消

県は、次の事項のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定店指定等要領を遵守できない場合
- (2) 審査業務の確認行為に協力しない場合
- (3) 改正健康増進法及び食品衛生法等、関係法令に違反した場合
- (4) 利用者の信用並びに減塩・県製品のイメージを著しく失墜させる行為を行った場合

第11 指定証の返還

第10の規定により指定を取り消された場合は、指定証を返還するものとする。

付則 この要領は、令和2年11月6日から施行する。

付則 この要領は、令和3年2月25日から施行する。

付則 この要領は、令和3年7月15日から施行する。

付則 この要領は、令和3年8月3日から施行する。

付則 この要領は、令和3年10月28日から施行する。

付則 この要領は、令和6年3月1日から施行する。